

# 復興大臣田中和徳 国政報告書第314号

衆議院議員田中和徳事務所  
TEL:03-3508-7294  
FAX:03-3508-3504  
<http://www.tanaka-kazunori.com>  
E-mail:k-tanaka@kamome.or.jp



## 定型約款と請負契約の法改正

今号では、民法の大幅改正の内、①定型約款、②請負契約を説明する。

### 1. 民法の主な改正点：定型約款

#### 定型約款の概要

定型約款：事業者があらかじめ用意する、契約内容の書かれた書類

.....  
インフラや携帯電話などの事業者は、多数の利用者と契約を結ぶので、事務処理を迅速化すべく、約款を利用者に渡して手間を減らしている

#### 定型約款に関する主な問題点

- ① 約款を見ない消費者が多く、不当な条項を盛り込む悪質業者もいる
- ② 契約が長期化すると、約款の内容を後から変更する必要が生じる  
(例) 関係法令の変更、経済情勢や経営環境の変化など

#### 定型約款に関する主な改正点

- ① 消費者の権利を不当に害し、信義則に反する定型約款は無効とする
- ② 消費者の利益になる場合や、必要かつ合理的な理由がある場合、事業者が事後的に定型約款の内容を変更できることを明文化する

## 2. 民法の主な改正点：請負契約

### 民法における請負契約に関する主な問題点

- ① 契約が途中解除された際の報酬について、ルールが不明確（※）  
（※ 注文主の責任で解除された場合は、報酬の全額請求が可能）
- ② 請負の成果物に欠陥がある場合、注文者の救済ルールが不明確

### 請負契約に関する主な改正点

- ① 注文者が利益を得る場合、途中解除でも報酬の一部を請求可能
- ② 成果物に欠陥がある場合、請負業者の責任を明確化する

《 成果物に欠陥がある場合、請負業者に対して責任追及できる期間 》

従来 of 条文		➔	改正法
原則	成果物の引き渡しから1年以内		成果物に欠陥が発覚してから1年以内
建物	引き渡しから5～10年以内	建物に関しても例外はない	

《 成果物に欠陥がある場合、注文者は請負業者に何を要求できるか 》

	修理や代替物を 請求できるか	損害賠償を 請求できるか	途中で契約解除 できるか	代金の減額を 請求できるか
従来	修理は○ 代替物は×	○	通常は○ 建物は×	×

改正法	修理・代替物 ともに○	○	建物も含めて 全て○	○
-----	----------------	---	---------------	---